一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと(以下 「当法人」という。)と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、青森市に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法により行う。

(機関)

第4条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

1. 監事

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第5条 当法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現並びに、誰もがその人らしく自信を持って主体的に生きることができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の推進及び実現を目的とする事業
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災を目的とする事業
- (3) 女性の活躍推進、女性リーダーの育成のための事業
- (4) 男性の家事・育児参画を目的とする事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条 の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 会費は社員総会において別に定めるものとする。

(任意退社)

第10条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議

によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

- 第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至った ときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集の請求)

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表 理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員 総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を 除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社 員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、 総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3)解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録 を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。 (総会の決議の省略)

第21条 理事が総会の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみ なす。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第22条 当法人に次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより 監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事の業務の執行又は財産状況について、法令、定款に違反 し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、理事に報告する ものとする。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終

わる。

(事業報告及び決算)

- 第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表 理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類につい てはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受け なければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び 社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に据え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 (解散)
- 第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

- 第33条 当法人が解散したときは、その残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。(報酬等)
- 第34条 当法人は、理事及び監事に対して、社員総会において定める総額 の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って 算定した額を報酬等として支給することができる。